**庁舎等管理業務の委託契約に係る**

**競争入札参加資格審査申請書提出要領**

**令和７・８・９年度用**

**１　受付対象業種**

（1）清掃（草刈、除雪等を含む。）

（2）警備

（3）冷暖房設備の運転管理

（4）設備の保守管理

**２　受付対象者**

　　次に掲げる要件を具備している者であること。

（1）競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者並びに破産者で復権を得ない者でないこと。

（2）営業に関し法令上許可、登録等を必要とする業種にあってはこれを受けていること。

（3）岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

**３　申請書の受付（提出）**

　（1）受付（提出）期間

令和７年１月６日（月）～令和７年１月31日（金）

この期間以降は、原則、翌年１月の受付けとなりますのでご注意ください。

（2）受付時間

午前９時～午後５時（土曜日、日曜日、祝日は受付いたしません。）

**４　申請書の提出先**

（1）県内に営業所を有する者

次に掲げる営業所の所在地を所管する広域振興局等へ内容を説明できる者が持参又は郵送（盛岡広域振興局を除く。）すること。

　　 ア　県内に主たる営業所を有する者　　主たる営業所の所在地

　　 イ　県外に主たる営業所を有する者　　県内の営業所の所在地（複数ある場合はそのいずれかの所在地）

|  |  |
| --- | --- |
| 提出先 | 所　　管　　区　　域 |
| 盛岡広域振興局 経営企画部【連絡先：総務課】019-629-6517・6506・6507FAX019-629-6529 | 盛岡市　八幡平市　滝沢市　岩手郡　紫波郡※盛岡広域振興局経営企画部に申請される方は、事前に申請日を予約のうえ申請書を持参し審査を受けてください。　なお、有資格者の方には事前に受付日程の通知を送付しますので、指定された日程により、申請書を持参し審査を受けてください。　また、都合によりこれにより難い場合は、指定日の１週間前までに電話にてご連絡いただきますようお願いします。　（受付期間後半に申請が集中しないようお願いします。） |
| 県南広域振興局 総務部【連絡先：総務課】0197-22-2811 | 奥州市　胆沢郡※県南広域振興局総務部に申請される方は、事前に申請日を予約のうえ申請書を持参し審査を受けてください。（受付期間後半に申請が集中しないようお願いします。） |
| 花巻総務センター | 花巻市 |
| 北上土木センター | 北上市　和賀郡※申請書類の受付のみ行います。申請についての問い合わせは岩手県総務部管財課（TEL019-629-5117）までお願いします。 |
| 遠野土木センター | 遠野市※申請書類の受付のみ行います。申請についての問い合わせは岩手県総務部管財課（TEL019-629-5117）までお願いします。 |
| 一関総務センター【連絡先：総務課】　0191-26-1411 | 一関市のうち平成17年9月19日における一関市及び西磐井郡の区域　西磐井郡※一関総務センターに申請される方は、事前に申請日を予約のうえ申請書を持参し審査を受けてください。（受付期間後半に申請が集中しないようお願いします。） |
| 千厩土木センター | 一関市のうち平成17年9月19日における東磐井郡の区域※申請書類の受付のみ行います。申請についての問い合わせは岩手県総務部管財課（TEL019-629-5117）までお願いします。 |
| 沿岸広域振興局 経営企画部 | 釜石市　上閉伊郡 |
| 宮古地域振興センター【連絡先：総務課】　0193-64-2211 | 宮古市　下閉伊郡のうち山田町※宮古地域センターに申請される方は、事前に申請日を予約のうえ申請書を持参し審査を受けてください。（受付期間後半に申請が集中しないようお願いします。） |
| 岩泉土木センター | 下閉伊郡のうち岩泉町及び田野畑村※申請書類の受付のみ行います。申請についての問い合わせは岩手県総務部管財課（TEL019-629-5117）までお願いします。 |
| 大船渡地域振興センター | 大船渡市　陸前高田市　気仙郡 |
| 県北広域振興局 経営企画部 | 久慈市　下閉伊郡のうち普代村　九戸郡（軽米町及び九戸村を除く。） |
| 二戸地域振興センター | 二戸市　九戸郡のうち軽米町及び九戸村　二戸郡 |

　（2）県内に営業所を有しない者

　　　 岩手県総務部管財課へ内容を説明できる者が直接持参又は郵送すること。

**５　提出書類**

（1）庁舎等管理業務競争入札参加資格審査申請書提出書類一覧

（2）庁舎等管理業務競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

（3）審査調書（様式第2号）

（4）業者カード（様式第3号）

(5) 営業に関し法令上の許可登録等を受けていることを証する書面の写し

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業務の種別 | 許可及び登録等の名称 | 書面の提出 |
| 清　掃 | 庁舎 | ・建築物清掃業登録証明書または建築物環境衛生総合管理業登録証明書 | 任意 |
| 貯水槽 | ・建築物飲料水貯水槽清掃業登録証明書 | 任意 |
| 貯油槽 | ・危険物取扱者・産業廃棄物処理業許可証のうち収集運搬業許可証（岩手県知事の許可） | 登録要件任意 |
| し尿浄化槽 | ・一般廃棄物処理業許可証または一般廃棄物収集運搬許可証・浄化槽清掃業許可証 | 登録要件登録要件 |
| 道路・公園等 | ・建設業許可証（建設業許可を得ている場合） | 任意 |
| 警備 | 常駐警備 | ・警備業認定書（県外業者は岩手県公安委員会への届出書） | 登録要件 |
| 機械警備 | ・警備業認定書（県外業者は岩手県公安委員会への届出書）・機械警備業務開始届出書 | 登録要件登録要件 |
| 冷暖房設備の運転管理 | ・ボイラー技士 | 登録要件 |
| 設備の保守管理 | 消防設備 | ・消防設備士または消防設備点検資格者 | 登録要件 |
| 電気・通信設備 | ・電気主任技術者、電気工事士または工事担任者 | 登録要件 |
| 冷暖房・空気調和設備 | ・ボイラー整備士・ボイラー技士 | 登録要件登録要件 |
| し尿浄化槽 | ・浄化槽保守点検業者登録通知書（岩手県知事の登録） | 登録要件 |
| その他 | ・その他業務を行う上で必要な許可及び登録等 | 任意 |

※ **書面提出欄のうち「登録要件」は、必ず申請書に添付してください。**

※ 技術者に係る法令上の許可登録等は、技術者経歴書（様式第5号）へも記載をしてください。

※ 任意提出の法令上の許可等の書面の写しの確認により、業者カード（様式第3号）の清掃に係る希望する業務の内容の欄を○印から、下記のとおり変更して名簿に表示します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 希望する業務の内容 | 提出書類 | 表示 |
| 清掃（庁舎） | 建築物清掃業登録証明書（岩手県知事の登録）または建築物環境衛生総合管理業登録証明書（岩手県知事の登録） | ◎ |
| 清掃（貯水槽） | 建築物飲料水貯水槽清掃業登録証明書（岩手県知事の登録） | ◎ |
| 清掃（貯油槽） | 産業廃棄物収集運搬業許可証（岩手県知事の登録） | ◎ |
| 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証 | ● |

（6）法人の場合は商業登記簿等の謄本の原本、個人の場合は営業証明書の原本

（7）納税証明書の原本または電子証明書

　　ア　県内に営業所を有する者

(ア)消費税及び地方消費税の未納がないことの証明書

(イ)岩手県における県税の未納がないことの証明書

イ　県内に営業所を有しない者

(ア)消費税及び地方消費税の未納がないことの証明書

(イ)所得税又は法人税の未納がないことの証明書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 県内に営業所を有するもの | 県内に営業所を有しないもの |
| 証明を要する税　目 | (1)｢消費税法｣（昭和63年法律第108号）に定める消費税（課税対象業者に限る。）(2)｢岩手県県税条例｣（昭和29年岩手県条例第22号）第3条に掲げる税目 | (1)｢消費税法｣（昭和63年法律第108号）に定める消費税（課税対象業者に限る。）(2)｢法人税法｣（昭和40年法律第34号）及び｢所得税法｣（昭和40年法律第33号）に定める次の税目・法人の場合　法人税・個人の場合　所得税 |
| 提　出書　類 | (1)国税税務署が発行する証明書で、｢未納がないこと｣の証明・法人の場合（その３の３）・個人の場合（その３の２）（上記等で未納がないことを確認できるいずれかの証明。）(2)県税｢岩手県県税条例施行規則｣（昭和41年岩手県規則第12号）第25条関係様式第111号「未納がないこと」の証明 | (1)国税税務署が発行する証明書で、｢未納がないこと｣の証明・法人の場合（その３の３）・個人の場合（その３の２）（上記等で未納がないことを確認できるいずれかの証明。） |

（8）実績調書（様式第4号）**※岩手県内の実績に限る。**

（9）技術者経歴書（様式第5号）**※１業種につき最低１名分を記載すること。**

（10）法令による免許等の写し　**※(9)に記載した職員分の免許等の写しを提出すること。**

（11）財務諸表の写し（申請書を提出する日の属する年の前年に決算日の到来する営業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（個人にあっては、収支計算に関する書類））

（12）従業員の数を証する書面（岩手県内における常時雇用職員分に限る）

例：社会保険月額報酬決定通知書、雇用保険証等の写し等

（13）ＩＳＯ認証取得証明書(9001又は14001)の写し（当該規格を認証取得している場合に提出）

（14）いわて地球環境にやさしい事業所の認定に係る証明書の写し（当該基準の認定を受けている場合に提出）

（15）障がい者雇用状況報告書等の写し

ア　障がい者雇用状況報告書を公共職業安定所に提出している場合

・障がい者雇用状況報告書等の写し

イ　障がい者雇用状況報告書を公共職業安定所に提出していない場合

・社会保険月額報酬決定通知書の写し

・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し

（16）いわて子育てにやさしい企業等の認証に係る証明書の写し（当該基準の認証を受けている場合に提出）

（17）いわて女性活躍認定企業等（ステップ２）の認定に係る証明書の写し（当該基準の認定を受けている場合に提出）

（18）暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書（様式第6号）

（19）役員の一覧表（様式第7号）

（20）あて先を明記した返信用定形封筒（長形3号封筒に郵便切手**110円**を貼付したもの）

※この他、権限や申請等を委任されている場合は、委任状（押印あり）を提出願います。

※技術者経歴書に記載した１名のみが有資格者である場合は、その者の退職等により業種が減となりますので留意願います。

**６　留意事項**

　（1）提出書類の作成については、それぞれの様式欄外にある記載要領を確認して記入してください。

（2）受付期間内に提出書類が整わない場合には、受付できませんので提出前に再度確認してください。

（3）提出書類は、５に掲げる順序にしてください。（つづり込まないでください。）

（4）申請書類に関する会社印の押印については、委任状のみ押印が必要となります。

**７　提出部数**　　１部

**８　資格審査の結果の通知**

　　資格審査の結果は、申請者に文書で通知します。

**９　提出書類記載事項変更届**

申請書提出後、次の各号のいずれかに該当する場合は、「記載事項変更届」により変更届を知事に提出してください。

なお、下記（1）及び（2）においては、商業登記簿謄本（個人の場合は、営業証明書）を添付してください。

　（1）所在地を変更した場合

　（2）商号又は名称、代表者等を変更した場合

（3）資本金を変更した場合

（4）技術者経歴書の記載事項に変更があった場合

（5）法令上許可等を必要とする業務に係る当該許可等に変更があった場合